

BTMU CHINA WEEKLY

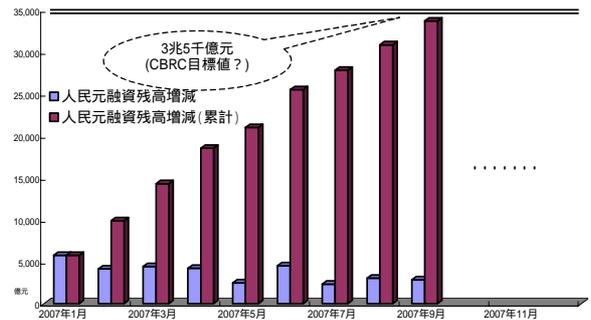
上海レポート: 調査統計データから見る最近の中国国内金融機関の融資状況

10月26日に発表された2007年1月～9月の経済成長率が11.5%となるなど、引続き高水準での経済成長が続く中国であるが、一方で過剰流動性や物価上昇圧力など、今後の経済運営の課題も浮き彫りになってきている。

こうした中、中国人民銀行は2007年に入り5度に亘る人民元預金貸出金利の利上げや8度に亘る預金準備率引き上げ等を中心とした金融面でのマクロコントロール措置を実施、最近では金融機関における融資残高の増加を抑制するための窓口指導を行ったとの報道が見られるなど、先に閉幕した党大会で胡錦濤総書記(国家主席)が打ち出した経済の過熱抑制に向けたマクロ調整の強化を金融面から後押しする姿勢を見せている。

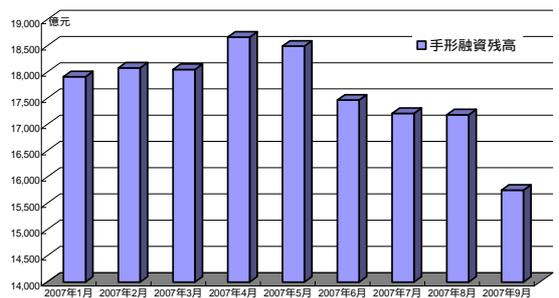
本稿では、中国人民銀行より発表された2007年1月～9月の金融関連調査統計データを下に、昨今の金融機関の融資状況を見ていくこととしたい。

中国人民銀行の調査統計値によれば、2007年9月末時点の金融機関全体の人民元融資残高は25兆8,970億元(前年度末比+3兆3,685億元、同15%増)となっているが、一部報道によると、2007年度通年の年間融資残高増加額の目途値として、中国人民銀行が2兆9千億元、銀行業監督管理委員会が3兆5千億元をそれぞれ期初の目標値としていたとのことであり、これが事実だとすれば金融機関による融資残高増加のペースは、中国金融監督当局の想定をはるかに超えるペースになっていると言え、前述の窓口指導からは、幾度にわたる利上げにも反応しない金融機関の融資残高増加を何とか抑制したいという中国金融当局の思惑を垣間見ることができる。



【中国人民銀行HPより三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司上海支店作成】

中国金融監督当局の融資残高目途値目標に対する9月末時点の融資残高実績を踏まえた場合、2007年第4四半期中に目途値目標の限度一杯まで融資残高を増加させることができたとしても、その額は計算上では1,300億元程度に留まることとなるため、金融機関としては仮に今後融資残高を大幅に増加させることができないとすれば、限りある資産を有効にするといった観点から、利鞘の厚い取引へと資産を入れ替えることが想定されるが、この流れは既に中国人民銀行の調査統計値から一部読み取ることができる。金融機関にとって一般的に通常の貸出より利鞘が低いと言われている人民元の手形融資残高が2007年5月以降前月比マイナスの状態に移り、その他の融資取引残高が増加しているのに比べて非常に対照的な推移となっている。



【中国人民銀行HPより三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司上海支店作成】

少なくとも2007年度中は中国金融当局のスタンスに著変はないものと考えられる中、この第4四半期の金融機関の融資動向には引き続き注目していきたい。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

「財産性収入」の増加に期待

国家統計局が 29 日に発表した最新統計によると、1-9 月の全国の都市部労働者の平均賃金は 16,675 元に達し、前年同期比で 18.8% 上昇、可処分所得は 13.2% の上昇となった。可処分所得は「給与性収入」、「財産性収入*」、「経営性収入」、「移転収入」から成り、うち主たる構成は「給与性収入」で約 70% を占めるのに対し、「財産性収入」は現状僅か 2% に過ぎないが、「財産性収入」の 2005 年、2006 年の伸び率はそれぞれ 19.7%、26.5% と急増しており、今後も経済発展に伴い投資機会が更に拡大することから、「財産性収入」の増加の潜在力は大きく、「財産性収入」の更なる伸びが期待されるとしている。

* 家庭が動産、不動産から得る収入で、第 17 回党大会で初めて「財産性収入」に今後注目していくことが言及された。

上半期の国際収支 経常、資本項目ともに黒字

国家外貨管理局が 31 日に発表した 2007 年上半期の国際収支報告によると、経常項目、資本項目はそれぞれ 1,629 億米ドル、902 億米ドルと共に黒字となった。旺盛な外需、生産能力の拡大等による貨物貿易の黒字の増加、中国経済の先行きを好感した対内直接投資の拡大に加え、輸出増徴税還付率引下げに伴う駆け込み輸出、不動産価格高騰による資本流入等を要因として挙げている。

2. 産業

国家发展改革委員会 精製油の値上げを決定

国家发展改革委員会は 31 日、ガソリン、ディーゼル油、航空燃料の価格を 11 月 1 日より 1 トン当たり 500 元値上げすることを発表。今回の値上げは国際市場の石油価格の大幅上昇を受けて、国内の原油価格が上昇する一方、精製油価格は政府統制の下で低く抑えられ逆鞘現象が起きている為これを調整するもの。なお、値上げ後の全国平均小売価格(基準価格)は精製油、ディーゼル油がそれぞれ 1 トン当たり 5,980 元と 5,520 元となり、精製油の価格上昇により 11 月の CPI は 0.05 ポイント押し上げられると予測されている。

国家发展改革委員会 「製紙産業発展政策」発表

国家发展改革委員会は、15 日付けで「製紙産業発展政策(2007 年第 71 号)」を発表、即日実施した。当該政策は製紙産業に対する初めての政策指導要綱となるもの。2010 年迄に紙・板紙の生産量を新規に 2,650 万トン増加、技術の立ち遅れた生産力を 650 万トン淘汰し、有効生産力を 9 千万トンとする目標を設定した他、資源節約、市場参入、市場監督等 12 項目に亘る具体的発展計画が盛り込まれている。

3. 貿易・投資

全人代 改正「省エネルギー法」を可決

全国人民代表大会常務委員会は 28 日、改正「省エネルギー法」を可決した。2008 年 4 月 1 日より実施。改正法では、省エネルギーを基本国策と規定し、エネルギー発展戦略の最優先項目と位置づけた上で、地方政府に対する省エネ目標責任制や審査、評価制度を設け、目標達成度を地方政府の評価基準として組み込む。中国はエネルギー分野を包括する「エネルギー法」の制定も進めており、急速に拡大するエネルギー消費や世界的な環境保護の動きを受け、関連法規の整備を早めている。

第 3 四半期の労働市場 需給にばらつき

労働社会保障部が先般発表した今年 7~9 月の労働市場状況報告によると、調査対象となった全国 102 都市の求人数は 482 万人、求職者数は 494 万人、求人倍率は 0.98 倍となった。全体的には供給過剰の状態が続いている。学歴別求人倍数は、大専(大学程度の専科学校)と大学がそれぞれ 0.84 倍、0.89 倍と引き続き低水準。一方技術レベル別では、高級エンジニア、高級技師、技師がそれぞれ 3.21 倍、2.47 倍、2.38 倍と売り手市場になっており、需給にばらつきが見られた。

4. 金融・為替

外貨管理局 QDII 制度を積極的に推進

国家外貨管理局の副局長は、上海で開催された「2007 年中国 QDII セミナー」の席上、同制度は着実に発展しているとした上で、9 月末までに QDII の投資総額が 421.7 億米ドル、実質投資額が 108.6 億米ドルに上ったと発表した。2007 年 6 月末時点の投資総額は 205 億米ドル、実質投資額は 72.9 億米ドルとなっており、第 3 四半期のみで、2006 年 4 月の QDII 開始から今年 6 月末までの累計額にほぼ相当する 216.7 億米ドルの投資枠が許可された結果となり、政府の QDII 制度を積極推進する姿勢が窺われる。

国外機関による人民元調達規制の緩和を検討

国家外貨管理局は 10 月 31 日付けで発表した「2007 上半期の国際収支報告」の中で、今後国外機関の中国国内における人民元調達規制を緩和すると共に、調達資金の国外送金を適時許可する方針を検討していることを明らかにした。現行規定では、要件を満たす国際開発機関等一部国外機関に限定し、中国国内での人民元債券発行を認めているが、調達した資金は中国国内のプロジェクトのみ利用可とし、外貨交換し国外へ移転することは禁止されている。中国は様々な手段を用いて国際収支の不均衡是正、外貨準備高の増加ペース抑制に取り組むものとみられる。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
 国際事業本部 海外アドバイザー事業部
 池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2007年10月中旬から11月初旬にかけて公布または施行された法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

<p>[法律]</p> <p>「中華人民共和国民事訴訟法」(国家主席令第75号、2007年10月28日改正法公布、2008年4月1日施行)</p> <p>「中華人民共和國エネルギー節約法」(国家主席令第77号、2007年10月28日改正法公布、2008年4月1日施行)</p>	<p>現行法(1991年4月8日施行)の一部改正。執行請求期限の延長(法人は現行の6ヵ月から2年へ)、被執行者に財産隠匿・移転の可能性がある場合の即時執行、再審請求事由の拡大など。</p> <p>現行法(1998年1月1日施行)の改正。エネルギー使用単位の義務について、省エネの計画と技術措置の制定・実施(現行法は技術措置のみ)、省エネ目標責任制の確立(現行法は省エネ業務責任制)、検定に合格した計量器具の使用(現行法は規定なし)、エネルギー費用請負制の禁止(現行法は規定なし)などが具体的に規定された。</p>
<p>[規則]</p> <p>「売掛金質権登記弁法」(中国人民銀行令2007年第4号、2007年9月30日発布、同年10月1日施行)</p> <p>「保稅監督管理区域外貨管理弁法操作規程」(国家外貨管理局、匯綜発[2007]166号、2007年10月8日発布、同年10月1日実施)</p> <p>「『中国輸入禁止・輸入制限技術目録』(改定後)公布」(商務部令2007年第7号、2007年10月23日公布、同年11月22日実施)</p>	<p>各種売掛金の質権設定登記に関する規則。詳細は、下記の解説をご参照。</p> <p>「保稅監督管理区域外貨管理弁法」の実施細則。詳細は、下記の解説をご参照。</p> <p>2002年1月1日からの目録を改定したもの。詳細は、下記の解説をご参照。</p>

売掛金質権設定登記に関する規則が施行される

10月1日から売掛金の質権設定登記に関する中国人民銀行の規則が施行された。これは同日付で施行された「物権法」で、売掛金も質権設定の対象として明記されたことに対応したものである。この規則により、今後、売掛金を持つ企業はこれを担保として銀行融資を受けることが可能になった。

売掛金の質権設定登記については、「物権法」で「貸付信用リスク管理機構」で行うとされていたが、この規則で中国人民銀行の「信用調査センター」(原文は「征信中心」とされた)。

質権設定ができる売掛金は、次の5つとされている。

- 販売で発生した債権。物品販売、水道・電気・ガス・熱の供給、知的財産権の使用許可等を含む。
- 賃貸で発生した債権。動産・不動産賃貸を含む。
- サービスの提供で発生した債権。
- 道路、橋梁、トンネル、渡し口等の不動産使用料徴収権。

貸付またはその他の与信で発生した債権。

質権設定登記は、質権者かその代理人が「信用調査センター」の「売掛金質権登記公示システム」という専用ネット上で行う(www.pbccrc.org.cn)。登記に際しては、質権設定者と質権者が質権設定契約を締結していることが必要で、それにもとづいて両当事者が「売掛金質権設定登記協議」を結び、それを画像ファイルで送信する。ほかに、質権設定者と質権者の情報、売掛金の内容、登記の期間(最長5年で延長可)を登記する。

登記が完了すると、初登記証明が発行される。これにより、第三者に対抗する効力が生じ、他の未登記の質権者にも優先する。登記された内容は、上記ネットに登録すれば誰でも照会することができる。質権設定者またはその他の利害関係者が登記内容に誤りがあると認め、質権者が変更登記または抹消登記に同意しないときは、異議登記を行うことができる。ただし、異議登記の日から15日以内に訴訟を提起しない場合には、異議登記は取り消しとなる。

この規則で売掛金に対する質権の設定が可能になったが、ただし、現実に銀行がそれを担保として融資に応じるかどうかは、売掛金の真実性や債務者の信用に対するリスク判断による。

保税区域外貨管理弁法の実施細則が発布される

10月1日から「保税監督区域外貨管理弁法」が施行されたが、その実施細則である「操作規程」が発布され、同日付で実施された。(弁法の内容については、本誌8月22日号の解説記事をご参照。)

「操作規程」は、保税区、輸出加工区、保税物流園区などの保税監督管理区域に設立された企業の外貨登記、外貨口座の開設・変更・閉鎖、区域内外の決済、外貨支払・回収照合の手続き・条件を具体的に規定している。このうち、保税監督管理区域内外の決済では、取引スキーム毎に決済銀行への提出書類が定められている。そのスキームは、次のとおり。

1. 区内企業の国外への支払

- a. 区内企業が国外から貨物を購入し、貨物は直接国外から(注:国内区外に輸送)通関され、または(注:区内で)仮通関(原文は「備案」)して輸入された場合。
- b. 区内企業が国外から貨物を購入し、貨物は区内にある場合(注:区内で売買が発生した場合)。
- c. 区内企業が国外から貨物を購入し、貨物の出所が国内区外である場合。
- d. 区内企業が国内から貨物を購入して、貨物を国内区外企業に転売し、国内区外企業が直接国内区外で通関、輸入する場合で、国内区外企業が区内企業に支払い、区内企業が国外に支払う場合。

2. 区内企業の国内区外への支払

- a. 区内企業が直接国内区外から貨物を購入し、貨物の出所が国内区外で、直接国内区外に支払う場合。
- b. 区内企業が国外企業と契約を結び、貨物は国内区外企業が通関、輸出した場合。
- c. 区内企業が国内区外から貨物を購入し、貨物が区内にある場合。

3. 国内区外企業が区内から購入した貨物の支払

- a. 貨物が直接区内から搬入され、または国外を出所とするが区内に搬入されずに直接国内区外で通関、輸入され、区内に支払う場合。
- b. 貨物が区内から通関、輸入され、別の国内区外企業に支払う場合。
- c. 貨物が区内から通関、輸入され、国外に支払う場合。
- d. 貨物の出所が国内区外で、区内から通関、輸入され、国外に支払う場合。

上記の中で、例えば、3.b.のスキームでは、次の書類の提出が必要とされる。

区内企業の「保税監督区域外貨登記証」のコピー(注:買い手の貨物を保管する区内倉庫企業のものと思われる)

売買契約書または協議書

(注:売り手からの)請求書

支払方式に対応する有効な証書

(注: 買い手の)国内区外企業と区内倉庫企業の倉庫保管契約書または協議書
区内倉庫企業が発行した貨物の所有権が(注: 買い手の)国内区外企業に帰属することの証明書

こうした取引については、これまで税関が認めないことがあったが、税関総署も制定に参与したとされる「弁法」と「操作規程」で規範化されたことによって、今後は円滑に行われることが期待される。

なお、詳細については、三菱東京 UFJ 銀行の各取引担当者にお問い合わせください。

輸入禁止・制限技術目録が改訂される

10月23日付で商務部から「輸入禁止・輸入制限技術目録」が発表され、11月22日から実施される。この目録は、2002年1月1日から実施されてきた現行の目録に代わって、新たに制定されたものだ。

中国の外国との技術取引については、2001年12月11日の中国のWTO加盟に伴って制定された「技術輸出入管理条例」(国務院令第331号、2002年1月1日施行)により、原則自由とされ、契約による発効、登記による技術料の受払いという制度に変わったが、政府が輸出入を禁止または制限する技術については例外扱いとされた。禁止技術は文字通り輸出入が禁止されるもので、制限技術は契約前に商務部に輸出入許可申請をし、その許可を得て輸出入が可能になるものである。

今回、発表されたのは、輸入が禁止または制限される技術の目録だが、現行の目録では輸入禁止技術は11技術分野、25アイテム、輸入制限技術は6技術分野、16アイテムなのに対して、新しい目録では輸入禁止技術が10業種、39アイテム、輸入制限技術が16業種、87アイテムと、分類方法が変わったが、アイテム数は大幅に増えている。

商務部の通知によれば、輸入禁止技術の「参考原則」は、中国の国家安全または社会公共道徳に危害を与える技術、人の健康または安全に重大に影響し、動植物の生命または健康に重大に影響し、または生態環境を破壊する技術、中国の社会公共利益に重大な影響を与える技術、国家の法律・行政法規で淘汰することを規定している生産・工程技術、中国が締結または参加している国際条約、国際協定が輸入を禁止する必要があることを規定している技術とされている。

また、輸入制限技術の「参考原則」は、国家安全、社会公共利益または公共道徳に不利な影響を与える技術、ある程度、人の健康または安全に影響し、動植物の生命または健康に影響し、または生態環境に不利な影響を与える技術、国内の特定産業の確立または早急な確立のために輸入を制限する必要がある技術、国家の金融地位及び国際収支バランスを保障するために輸入を制限する必要がある技術、国家の法律・行政法規の規定により、産業政策に適合しない技術、法律・行政法規の規定により、その他の輸入を制限する必要がある技術、中国が締結または参加している国際条約、協定の規定により、その他の輸入を制限する必要がある技術、とされている。

以下に、取り急ぎ輸入禁止・制限技術のアイテム名のみ仮訳を掲載するので、ご参照いただきたい。ただし、一部不明なものについては中国語のままとしたこと、また原文にはほかに若干の説明があるが割愛したことをご了解ください。

- 輸入禁止・制限技術目録(一部仮訳): <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/407110702.pdf>
- 中国語原文については以下のウェブサイトでご確認ください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200711/20071105200619.html>

以上

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比	
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close				
2007.10.29	7.4764	7.4740~7.4767	7.4745	-0.0231	6.5495	0.0000	0.9646	-0.0015	10.7721	0.0154	2.9700	6034.07	166.0000
2007.10.30	7.4735	7.4708~7.4758	7.4708	-0.0037	6.5175	-0.0320	0.9640	-0.0006	10.7548	-0.0173	2.8800	6190.91	156.8400
2007.10.31	7.4678	7.4608~7.4790	7.4630	-0.0078	6.4943	-0.0232	0.9629	-0.0011	10.7805	0.0257	3.2500	6251.53	60.6200
2007.11.01	7.4550	7.4516~7.4629	7.4543	-0.0087	6.4404	-0.0539	0.9610	-0.0019	10.7590	-0.0215	3.0000	6209.41	-42.1200
2007.11.02	7.4580	7.4530~7.4629	7.4558	0.0015	6.5021	0.0617	0.9603	-0.0007	10.7974	0.0384	3.5000	6065.53	-143.8800

トピックス

[29日]

蘇寧 中銀副総裁は28日、金融引き締めスタンスを維持し、マネーサプライと与信の伸びを引き続き抑制する方針を明らかにした。

劉海泉 商務部高官は、2007年の同国の貿易黒字額が2500億米ドルに達するとの見通しを示し、輸出額は1兆2000億米ドル、輸入額は9500億米ドルに拡大する見込みであるとした。

王兆星 銀行業監督管理委員会(CBRC)委員長補佐は28日、国内金融機関の海外での買収を奨励するとの見解を示した。

ポールソン米財務長官は、世界全体で中国に対する保護主義的なムードが一段と高まっており、中国は人民元相場を市場に委ねる方向に向け行動を加速する必要があるとの見解を示した。

国家外為管理局(SAFE)は、巨額な外貨準備の管理改善や国際収支の均衡に向け注力していく意向をあらためて示した上で、同国が経済成長パターンを変更し、科学的発展を促進できるようなマクロ経済的な管理を導入すべきであるとした。

[30日]

曾培炎 副首相は、経済の過熱を防ぐため、引き続き為替制度と経済の主要分野の自由化を進めていく必要がある一方、戦略的分野に対する海外からの投資の受け入れについては慎重になるべきであるとした上で、税収を増やすために地方政府の工場建設を支援する財政の仕組みが、経済を減速させる上で大きな障害となっているとの見解を示した。

ポールソン米財務長官は、為替相場は経済ファンダメンタルズに基づき市場で決まるべきであるとの見解を示した上で「中国は市場原理に基づく通貨の実現に向けやるべきことがある」と述べた。

周小川 中銀総裁は、中国は証券化に背を向けるわけにはいかないとの見解を示した。

[31日]

国家外為管理局(SAFE)が発表した2007年上半期の経常収支は、1629億米ドルの黒字となり、上半期の資本収支は902億米ドルの黒字となった。また、貿易黒字は1357億米ドル、サービス収支は31億米ドルの赤字となった。SAFEは声明で、個人や機関投資家による対外投資を容易にするほか、人民元の交換制度に向けた努力によって不均衡に対処することを改めて強調した。

[1日]

中国の金融市場で、金利先渡し取引(FRA)がスタートし、3件の取引が成立した。3件の取引ではすべて、変動金利に3ヶ月物上海銀行間取引金利(SHIBOR)が使われた。

新華社が報じたところによると、曾培炎 副首相は、同国は引き続き経済の過熱を防ぐため努力し、広範囲にわたるインフレを抑えるための取り組みを行っていくとの方針を示した。

上海証券取引所幹部は、中国証券当局が海外投資家に対する株式投資枠の認可作業を再開したことを明らかにした上で、新たな投資枠の認可が海外投資家に認められる株式取引の多様化につながるとの見通しを示した。

中国証券報が報じたところによると、於学軍 銀行業監督管理委員会(CBRC)深センにおける責任者は、中国は人民元を自由に変動させるため、もっと大胆な対応を取るべきであるとの考えを示した。また、人民元の交換性向上に向けた明確なロードマップを作る必要があると指摘した。

周勤業 上海証券取引所エグゼクティブ・バイスプレジデントは、中国が近いうちに株価指数先物取引を導入することを明らかにした上で、外国人投資家に対して新たな投資枠を認可する用意があることを表明した。

[2日]

国家発展改革委員会(NDRC)は、経済の過熱を防ぐため、新規投資プロジェクトの承認を抑制する方針を明らかにし、中国が抱える2大経済問題は、エネルギー多消費・高汚染業種の過剰な成長と、鉄鋼、原油、非鉄金属、石炭など原材料価格の急上昇だと指摘した。経済の過熱を防ぐために、過剰生産能力を抱える産業やエネルギー多消費・高汚染型産業の過剰な成長を抑制することが必要であるとした上で、エネルギー集約型製品の輸出を引き続き抑制し、経済成長を抑えるため、政府は産業、財政、信用、土地利用、環境、投資など各政策の調整を強化するとした。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。